

## 千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

### (対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるもの（以下「発電ボイラー」という。）及び別表第1の29の項から32の項までに掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。）とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。

### (指導基準)

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度（以下「指導基準」という。）は、別表（1）に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、発電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。）の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表（2）に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表（3）に定めるとおりとする。ただし、これらの施設（発電事業の用に供するものに限る。）の定格出力の合計が3,000 kW未満の工場又は事業場にあつては、これらの施設の指導基準は別表（1）に定めるとおりとする。

4 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

### (排出口の高さの確保等)

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないように当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

### (エネルギーの有効利用)

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力（発電事業者が売電のために発電した電力を除く。）、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。

### (報告)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

### (転用等)

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業の用に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用

する。

3 事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出（電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。）の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

4 発電事業者の工場又は事業場において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業の用に供する施設として設置し、又は転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000 kW以上となる場合は、当該設置又は転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。

（製造業者等に対する指導）

第8条 市長は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。）の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表（(1)の表）ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

2 この要綱の規定にかかわらず、平成8年6月30日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る指導基準については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

2 この要綱の規定にかかわらず、平成30年7月24日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例による。

別表（第3条）

(1)

施設の種類	指導基準
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

(2)

施設の種類	指導基準		
	定格出力（万 kW）		
	5未満	5以上15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

(3)

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考 別表の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C : 窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

C<sub>s</sub> : 排出ガス中の窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度（単位：% ただし、発電ボイラーはガス燃料5、液体燃料4  
又は固体燃料6、ガスタービンは16、ディーゼル機関は13、ガス機関及び  
ガソリン機関は0とする。）

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度（単位：%、ただし、当該濃度が20%を越える場合  
にあっては、20%とする。）